

8. 保育の提供を行う日、時間

保育時間 勤務時間+通勤時間 開園時間（月曜日～土曜日）

- 基本保育時間
標準時間児童 7:30～18:30
短時間保育児童 8:30～16:30
- 延長保育時間
標準時間児童 18:31～20:30
短時間保育児童 7:30～ 8:29
 16:31～20:30

※ 延長保育は事前の申請が必要となります。
急なご連絡の場合は、お受けできない場合もございますので予めご了承ください。

休園日 日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）

※お盆期間（8/13～15日）の保育に関しましては、別途勤務証明をお願いしております。

9. 保育料その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

保育に要する諸費用と納入方法

- ◆延長月極料金
 <<標準時間認定>>

利用時間	保護者負担額		
	月額	日額 （月に数回の利用）	突発的利用
18:31 ～ 19:30	2,900 円	300 円	18:31 以降 10 分毎 100 円
18:31 ～ 20:30	5,900 円	600 円	19:31 以降 10 分毎 200 円

<<短時間認定>>

利用時間	保護者負担額	
	日額	突発的利用
7:30 ～ 8:29	300 円	10 分毎 100 円
16:31 ～ 17:30	300 円	16:31 以降 10 分毎 100 円
16:31 ～ 18:30	600 円	17:31 以降 10 分毎 200 円
16:31～ 19:30	700 円	18:31 以降 10 分毎 300 円
16:31～ 20:30	800 円	19:31 以降 10 分毎 400 円

※補食代は上記金額に含まれます。

※日額利用の場合は、事前のお知らせが必要となります。

利用日当日のお伝えに関しては、突発的利用となりますのでご注意ください。

※突発利用の場合は、遅くとも 18:00 までに園にご連絡下さい。

※突発延長利用の補食は、15 時までにご連絡がある場合のみ提供させていただきます。

- 通常月極保育料 お住まいの市町村の基準に従います。
- 延長保育料 2021 年 6 月よりキャッシュレス決済サービス（エンペイ）により支払い（翌月払）
- 主食代 登録の口座より引落（3 歳児以上・1250 円/月）
- 副食代 登録の口座より引落（3 歳児以上・5000 円/月）
- 絵本代 登録の口座より引落（全園児・460 円/月）

※2021 年 6 月よりキャッシュレス決済サービス（エンペイ）により支払い（翌月払）

10. 保育施設の利用に当たっての留意事項

- ・登園は朝9時（幼児は8時45分）迄にお願い致します。
病気等で欠席・遅刻等がある場合は、朝9時までには園までお電話またはコドモンアプリにて必ずご連絡をお願い致します。合わせて、お迎え時間が予定時間より変更がある場合には必ずお電話にてご連絡をお願い致します。
- ・送迎時は必ずインターホンにネームストラップの提示をお願い致します。
- ・車での送迎は原則禁止となっておりますので、徒歩もしくは自転車での登園をお願い致します。
- ・連絡帳は、よく見て忘れずに記入し毎日必ず、お持ちください。
- ・コドモンアプリにて、保育園より月に1度、園の様子や行事を書いた『園だより』を配信いたします。その他、お手紙やクラスからのお知らせもアプリにてこまめに配信いたします必ず目を通して頂きますようお願い致します。
- ・お迎えに来られた際、先に入室した方がおられドアが開いていても、必ずインターホンを押して入室して頂きますようお願い致します。
- ・登園、降園時のお子様の一人歩きは危険です。受け入れ前と引き渡し後の園内での事故につきましては、当園では責任を負いかねますので、保護者の方が責任をもって事故のないよう十分にお気をつけください。
- ・集団生活でありますので、病院受診後の登園はなるべくお控えください。できる限り、病院受診はお迎え後の段取りをお願い致します。（なお、登園が11時を過ぎる場合は、給食の都合もございますので、できる限り家庭保育をお願い致します）
- ・保育時間中は、園児の事故防止のため、電話・面会等による職員の呼び出しはご遠慮くださいますようお願い致します。
- ・住所、勤務先、緊急連絡先等の変更がありましたら、必ず保育園にご連絡をお願い致します。
- ・保育園には動きやすい靴、服装で登園するようお願い致します。
- ・保育園には、おもちゃ・お菓子・お金など不要なものはお持ちにならないようお願い致します。
- ・誤飲防止のため髪留めやピン、虫よけパッチ、不要なキーホルダー等のご遠慮ください。
（通園かばんなどにキーホルダーをつける場合は、おおよそ10センチ以内のもの1つでお願い致します。また、缶バッチは万が一外れた時危険を伴いますので避けて頂きますようお願いいたします。）
- ・ウェブカメラ同様、園のSNSやお知らせボードのお写真を撮ることや、自身のSNSに投稿することはご遠慮下さい。

◇土曜日はご両親ともお仕事の場合のみのご利用となります。（別途 勤務証明書必要）

土曜日保育をご利用の際は、毎週水曜日までに申し出て下さい。

◇ご両親どちらかのお仕事がお休みの時は、家庭保育のご協力をお願い致します。

●駐輪スペースについて

送迎時のみ使用することが出来ます。（留め置きはできません）

必ず、園の敷地内に停めて頂きますようお願い致します。十分なスペースがなくご不便をお掛けしますが、譲り合ってご使用をお願い致します。また、お車での送迎は原則禁止とさせていただきます。

近隣のご迷惑となりますので、園前への路上駐車はおやめ下さい。

●ベビーカー置き場について

園入口付近に設置致しますが、スペースに限りがある為、使用希望の方はお申し出頂き0歳児クラスより優先的に許可札をお渡し致します。

11. 緊急時等における対応方法・非常災害対策

保育園の安全対策・危機管理

11-1 保育園での安全を守るために

- ・玄関は防犯上、常に施錠しています
- ・消防計画を作成し、2022年5月届出しております
(防火管理者名 奈良 京子)
- ・毎月1回、火災及び地震を想定した避難訓練を実施します
- ・防災設備として、自動火災探知器・煙感知器・誘導灯、消火器を備えています
各種設置設備は法定の点検を確実に実施しております

11-2 緊急時の対応方法

- ・保育中にお子様の体調に変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- ・保護者と連絡が取れない場合には、お子様の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

嘱託医（内科）	医療機関の名称 氏名 所在地 電話	内科 山田医院 山田良宏 大阪府大阪市阿倍野区王子町 2-12-14 06-6622-3166
嘱託医（歯科）	医療機関の名称 氏名 所在地 電話	木下歯科医院 木下円我 大阪府大阪市阿倍野区阪南町 2-4-15 06-6628-6684
救急隊	管轄消防署名 所在地 電話	阿倍野消防署 大阪府大阪市阿倍野区松崎町 4-4-30 06-6628-0119
警察署	管轄警察署名 所在地 電話	阿倍野警察署 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 5-1 3-5 06-6653-1234

11-3 緊急時の施設外避難場所について

地震、火事などの緊急時には、原則として次の場所に避難致します。

避難拠点／大規模水害時の避難所 ： 桃山学院中学校高等学校
(状況により他の場所になることもありますので、ご了承ください。)

保育中に震度4以上の地震が発生した場合は、緊急時連絡及び引渡票に基づいてご連絡致しますので、お迎えをお願い致します。

保育時間外に震度6以上の地震が発生した場合は、園での職員確保・施設の状況・近隣、その他諸般状況を考慮した上で判断し、緊急時連絡及び引渡票に基づいてご連絡致します。

11-4 台風接近等に伴う措置について

●午前7時の時点で大阪市に『暴風警報及び大雨特別警報、暴風特別警報』が発令されている場合は自宅待機と致します。

- * 8時までに解除された場合・・・給食を提供致します。
- * 10時までに解除された場合・・・お弁当のご用意をお願い致します。
- * 10時以降に解除された場合・・・臨時休園となります。

・解除後の登園は、解除された時間の1時間後からとなります。

（例：9時に解除された場合、10時から開園）

・警報が解除されても、施設などに被害があり保育実施に支障がある場合・職員が出勤できない場合は臨時休園になることもございますので、ご了承ください。

●登園後に『暴風警報及び大雨特別警報、暴風特別警報』が発令された場合は、お迎えをお願い致します。（十分に気をつけてお越しください）また、保護者様の連絡先をはっきりさせていただきますようお願いいたします。

●『大雨、洪水警報』が発令された場合は、原則として休園は致しませんが、状況により休園となる場合がございますのでご了承のほどよろしくお願い致します。

●地震等により、午前7時現在で JR 大阪環状線・大阪メトロ（ニュートラム含む）の両方が全面運休している場合は、臨時休園と致します。

11-5 緊急時の連絡方法について

コドモンアプリにて、一斉配信をさせていただきます。

また、アプリでの一斉配信が難しい場合には、緊急時連絡及び引渡票に基づいてお電話での連絡手段をとらせていただきますので、緊急時につながる連絡先をご記入ください。

※その他、災害用伝言ダイヤル（171）を活用する場合もあることをご了承ください。

災害用伝言ダイヤルに園から伝言を録音いたします。以下の方法にてご確認ください。

- ① 『171』に電話
- ② 『2』をダイヤル（音声再生ダイヤル）
- ③ 園の電話番号『06-6621-6077』をダイヤル

災害用伝言ダイヤルの利用可能な電話は、加入電話・ISDN・公衆電話・ひかり電話及び災害時にNTT西日本及びNTT東日本が避難場所などに設置する特設電話からご利用いただけます。

（携帯電話やPHSなどの電話からのご利用については、ご契約の各通信事業社にお問い合わせください。

12. 虐待防止のための措置に関する事項

職員は、入園児の虐待が疑われる場合には、入園児の保護を第一に考え、関係機関管轄自治体に早急に通報するものとします。（児童虐待防止法 6 条）
虐待防止マニュアルの作成、運用

13. 特別支援教育・障がい児保育の取り組み状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

14. 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入園決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

15. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- （１）園児が小学校に就学したとき
- （２）園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- （３）その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

16. 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし

17. 保育施設における登園基準

17-1 登園をひかえていただくとき

●次の場合は原則としてお預かり出来ません。

・**発熱 登園時 37.5℃以上**の場合

・予防接種を受けた当日

・頭部打撲した時（打撲後 24～48 時間は安静にし経過観察をお願い致します）

・ひどい下痢、嘔吐（1日2回以上）、身体の調子が悪いとき（普段の食事がとれていない、激しい咳、蕁麻疹、耳だれなど）

・感染症が疑われる場合（発疹、充血、眼脂、頭ジラミなど）

※上記の症状がある時、または登園後に具合が悪くなった場合（**おおむね 38.0℃を目安とします**）はご連絡致しますので、速やかにお迎えをお願い致します。お仕事でお忙しいとは思いますが、お子様の早期回復のため、また感染拡大防止のため、ご了承ください。

●前日に発熱、嘔吐、下痢などの症状があった（または症状があり早退した）翌日は、体力を回復させるため、ご家庭で安静に過ごし、経過観察をお願い致します。

特に発熱後は、自然解熱後 24 時間は自宅にて安静に過ごすようにお願い致します。

●感染症にかかった時は、必ず医師の登園許可書をもらった後、登園させていただきますよう
お願い致します。※「登園許可書」の用紙は園にてご用意しておりますので事前にお申し付け下さい。

●集団生活のため、激しい咳・頭ジラミ・水いぼ・とびひ・著しい目の充血や目やになどの症状が見られた時は、受診をお願いすることがあります。

●熱性けいれんの既往ががあるお子様は **37.5℃** でご連絡致します。

☆感染症の出席停止基準(保育園児)

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場所です。登園に際して、以下の配慮をお願い致します。

- ① 感染力が低下して、登園しても集団発生につながらないこと
- ② 子どもの健康状態が、毎日の集団生活に支障がないところまで回復していること

A.登園許可書が必要な感染症

参考：子どもの保健ガイドライン（厚生労働省）
こどもの保健（大阪市こども青少年局）

病 名	登園基準
麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過していること
インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染症の場合は、検体採取日を0日目として5日を経過すること
風しん（三日はしか）	発疹が消失していること
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染のおそれがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日を経過していること
流行性角結膜炎 (はやり目)	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有な咳が消失していること又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、O-26など)	医師において感染のおそれがないと認められていること
急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師において感染のおそれがないと認められていること
溶連菌感染症	抗菌薬の内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、 普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
ヒトメタニューモ ウイルス感染症	重篤な呼吸症状が消失し、全身状態が良いこと

B 登園許可書の提出は必要ないが、医師の診断を必要とするもの

病 名	登園基準	備考
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること	
帯状疱疹	全ての発疹が痂皮（かさぶた）化していること	
突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと	
単純ヘルペス感染症	発熱がなく、よだれが止まり、 普段の食事がとれること	※歯肉、口内炎のみならば、マスクを着用して登園可能

C 適切な対応が求められる感染症

病 名	登園基準	備考
アタマジラミ症	駆除を開始していること	必ず園にお知らせ下さい
疥癬	治療を開始していること	
伝染性軟属腫（水いぼ）	浸出液が出ているときはガーゼなどで覆うこと	広範囲だったり覆えない場合は登園を控えてください。 ※プールの入水は禁止です
伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹が乾燥している、または湿潤部がガーゼ等で覆える程度であること	
B型肝炎	急性肝炎の急性期が過ぎ、症状が消失し全身状態が良いこと	※キャリア（慢性肝炎）の場合は登園に制限はない

※但し、B及びCの感染症であっても、症状によっては登園許可書の提出をお願いすることもあります。

17-2 保育園でのお薬投与について

- 原則として保育園でのお薬の投与は出来ません。**（持病は除く）次の項目を遵守していただいた場合に限り薬をお預かりし投与いたしますのでお申し出ください。（市販薬はお預かりできません。）
お預かりする場合には、毎回「**投薬依頼書**」と「**薬の成分説明書**」（**お薬の説明書**）が必要となります。

- 病院の処方による薬で、今までに投与したことがあり、異常がなかった薬についてのみ、お預かりいたします。（初めてのものはお預かりできません。）
※薬によって毎食後投与しなくても良いものもありますので、**なるべく朝・晩2回服用のお薬**にしていただきますよう、医師又は薬剤師に確認をお願い致します。

- 園での投薬は昼食後の1回分のみです。（時間投薬はいたしかねます）

○お薬持参の際の手順

- ① 薬には必ず目立つように名前と日付を書いてください。
- ② 薬の成分説明書を持参してください。
- ③ 投薬依頼書をご記入ください。
- ④ 投薬依頼書・成分説明書・昼食後薬1回分を**ジッパー付きの袋**に入れて、職員に必ず手渡ししてください。



※誤薬防止のため①②③④のルールの徹底をお願いします。

- 次のお薬はお預かりいたしかねます。

- ・屯用薬：解熱剤、鎮痛剤
- ・塗り薬：かゆみ止め、日焼け止めクリーム、虫除け、保湿剤など
- ・点眼薬、点耳薬、吸入薬など

※ただし、アトピー性皮膚炎など炎症症状がひどい場合はご相談ください。

○その他

- ・ 抗けいれん薬は 1 回分のみ園でお預かりしています。けいれんの既往がある場合はお申し出ください。
- ・ ホクナリンテープなど呼吸器症状が強い時に処方される貼り薬は貼布したまま登園可能ですが、その旨を担当まで必ず申し出て下さい。貼り替えは致しかねます。
- ・ 誤飲防止のため、虫よけパッチの貼布は、お控えください。（乳幼児ともに）

17-3 保育園での健康管理

○健康診断

嘱託医が下記のとおり健康診断を実施します（全園児）

- ・ 内科検診 年 2 回
- ・ 歯科検診・フッ素塗布 年 1 回



○身体測定

毎月 1 回身長・体重の測定を行います。結果については、健康ノートに記載します。

※その他、お子さまの日頃の様子でご心配なことがありましたらご相談ください。

※尿検査を 2 歳以上児のみ、年に 1 回行なっています。



18. その他保育施設の運営に関する重要事項

18-1 個人情報の保護

園児およびその保護者等に係る個人情報については、以下の目的・場合に必要最小限の範囲内において使用・提供いたします。

1. 日々の様子や状況の記録・掲示をする場合
2. お誕生日会や運動会などの行事の記録・掲示をする場合
3. 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう卒園に当たり、入学先の小学校との間で情報共有をする場合
4. 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報について、給付事務に利用する場合
5. 他の保育園等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、それらの施設等との間で連絡調整を行う場合
6. 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行う場合
7. その他、予め目的を特定した上、保護者等の同意を得て使用・提供する場合
8. ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）に当園及び利用者に係る誹謗・中傷又は個人情報の掲載は禁止します。
9. ウェブカメラを悪用されたり、何かしらの不都合な事が起きた場合、ウェブカメラを中止する事があります。

18-2 賠償責任保険の加入

保育園では、事故の発生を未然に防ぐため、万全の注意を払っておりますが、万一の場合に備えて、以下の保険に加入しております。

保険会社 損害保険ジャパン日本興和株式会社

保険の種類 経営者賠償責任保障

保険金額 身体傷害支払限度額 1 名につき 2 億/1 事故に対し 10 億

保険期間 発生日より 180 日以内

保険請求対象 医療機関を受診し、保険診療のものに限る（保険外負担は対象外となります）

18-3 ご意見・ご要望対応窓口の設置

保育園では、サービス利用者(保護者)様からの意見・要望・ご相談等の解決にあたり、中立・公平な第三者の関与を組入れ、社会性や客観性を確保することにより、相互の信頼性を高め、適切な苦情解決に努めるため、第三者委員会を設置しています。

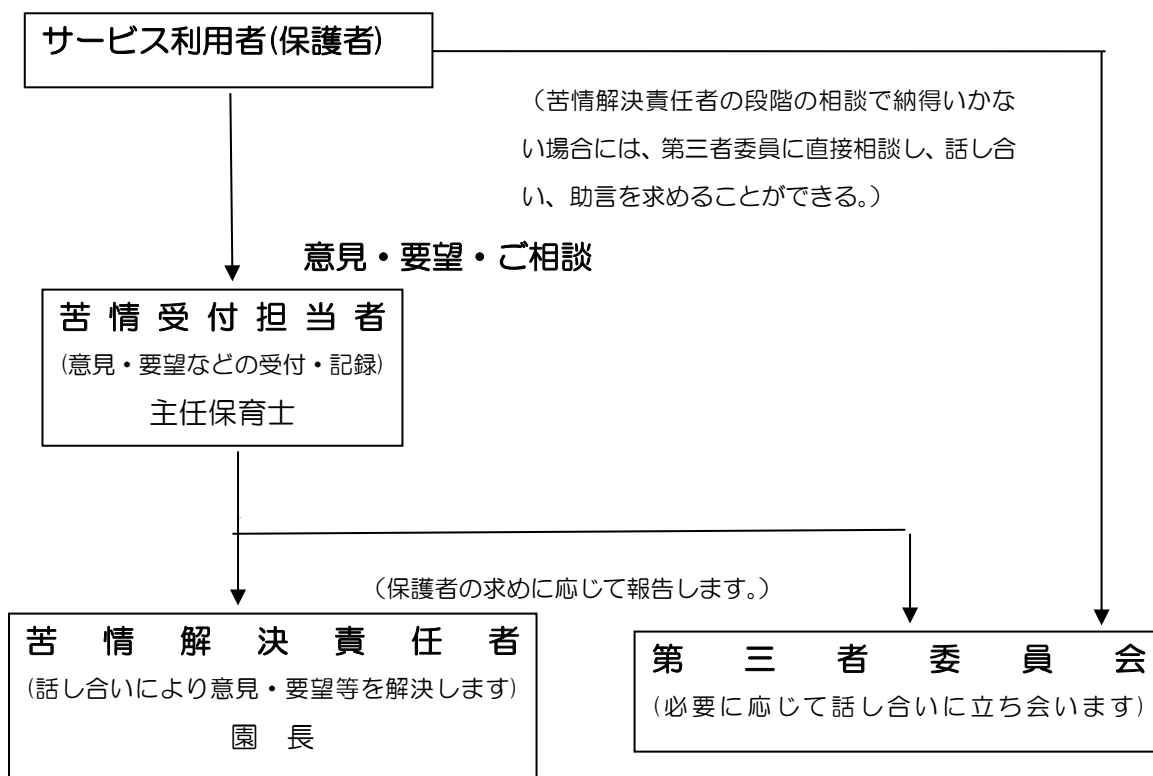
1 アイگران保育園昭和町 相談苦情対応

- ・相談苦情対応受付担当者 主任 小池 優奈
- ・相談苦情対応解決責任者 園長 奈良 京子
- ・第三者委員 勝田 順子（幼稚園教諭、絵画講師）/岡田 賢三（桃山学院校長）

2 受付方法

面接、文書、電話などの方法で相談・苦情を受け付けます

※苦情対応の為に第三者機関について



※第三者委員とは苦情を苦情受付担当者から受け、日常的な状況把握と意見傾聴を行う者です。
また、苦情に対する意見を苦情受付担当者や苦情解決責任者に通知、助言を行います。

※相談解決の結果(改善事項)は、苦情解決責任者から報告致します。

その他、不明な点がございましたら、お気軽に保育園までお知らせください。

